

民生委員児童委員はあなたの一番身近な相談員です

民生委員児童委員は皆さんの暮らしを応援するため、国から委嘱されて活動しています。
専門家ではありませんが、子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えサポートしています。
何かお困りのときには、一人で悩まずにあなたの地域の民生委員児童委員にご相談ください。

民生委員児童委員の役割は**みつける・つなぐ・みまもる**です。
住民の**身近な相談相手**として、**関係機関へのつなぎ役**や、**地域の見守り役**として、
さまざまな活動をしています。

民生委員児童委員はみずからも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。

家族関係のことや子育てのこと、暮らしのことなどの問題を抱えながらも、福祉の窓口へ一歩踏み出せない人もいます。

地域の民生委員児童委員はそのような人の事情をよく聞き、プライバシーを尊重しながら、関係機関との間で橋渡し役を担う、もっとも身近で頼りになる相談相手として、活動を続けています。



地域の課題や住民支援に取り組むため、必要に応じて行政機関や関係者と打ち合わせを行い、適切な相談先につなげます。



一人暮らしの高齢者や子育て家庭など、時には地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談にのります。



民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありません。



子どもにとって地域の身近なおじさん、おばさんとなり、時には悩みごとの相談にものります。

●民生委員児童委員とは・・・

民生委員児童委員は地域住民の中から選ばれ、みずからも住民の一員という性格をもって、住民の見守りや相談活動を行います（担当区域をもって活動します）。

- ・民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- ・厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市（区）町村ごとに人数が定められています。
- ・任期は3年で、再任も可能です。
- ・無給のボランティアとして活動をしています（活動に必要な電話代・交通費などに充てる実務代償費の支弁があります）。

●主任児童委員とは・・・

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員児童委員です（担当区域はもちません）。

- ・児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行います。

問合先 福祉課 Tel.28-8024